

○ 水道施設耐震性能、耐震性の向上に関する事項

水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組について

水道法施行規則第 17 条の 2 第 6 号に規定する「水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」の情報について、水道事業者が水道需要者に対して、毎年 1 回以上、提供することが義務づけられていることから、大木町水道事業における取組状況についてお知らせいたします。

1. 管路を除く施設の耐震化状況

大木町水道事業では、久留米市との共同配水池「西部配水場」が平成 20 年 4 月に完成し運用しております。この配水場について、耐震性能がレベル 2 で建設しており、耐震性能を有する施設と位置づけております。

西部配水場施設概要

配水場位置	久留米市三潞町壱町原 363 番地
敷地面積	6,996 m ²
配水池	PC タンク 容量 4,000m ³ ×2 池
管理棟	地下 1 階・地上 1 階 (延べ床面積 533.37 m ²)
機械設備	ポンプ施設 φ200×90kw×4 台 流量計 3 基
電気設備	自家発電機 定格出力 360kw 1 台 監視制御設備 監視操作盤、テレコンテレメータ盤等

2. 水道管の耐震化状況

大木町水道事業では、創設時に布設した管が法定耐用年数 40 年を向かえており、平成 27 年度より更新事業に着手しております。その際、耐震機能を有する管種にて整備を図っていきます。

平成 28 年度末における配水管延長及び耐震化率

総配水管延長	L=105,384.0m
耐震管延長	L= 4335.5m
耐震化率	4.11%

問い合わせ先

大木町役場 建設水道課 水道係
Tel 0944-32-1013
Fax 0944-32-1054

(参考)

○ 水道法

(情報提供)

第二十四条の二 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

○ 水道法施行規則

(情報提供)

第十七条の二 [法第二十四条の二](#) の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期的に(第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

- 一 水質検査計画及び[法第二十条第一項](#) の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項
- 二 水道事業の実施体制に関する事項([法第二十四条の三第一項](#) の規定による委託の内容を含む。)
- 三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
- 四 水道料金その他需要者の負担に関する事項
- 五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- 六 [水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項](#)
- 七 [法第二十条第一項](#) の規定により行う臨時の水質検査の結果
- 八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項